

教育委員会2月定例会会議録

1. 日 時 令和5年2月14日(火)午後4時00分～
2. 場 所 ウララⅡ(7F) 会議室1
3. 出席委員 教 育 長 入 野 浩 美
職務代理者 鈴 木 敏 之
委 員 岡 島 学
委 員 福 島 幸 子
委 員 高 橋 信 子
4. 委員以外の出席者
教 育 部 長 望 月 亮 一 参 事 菊 地 正 和
教 育 総 務 課 塚 本 富 美 代 学 務 課 田 中 裕 之
生 涯 学 習 課 佐 賀 憲 一 文 化 振 興 課 中 澤 達 也
ス ポ ー ツ 振 興 課 大 橋 博 指 導 課 田 上 秀 之
学 校 給 食 セ ン タ ー 寺 崎 敏 彦 図 書 館 武 藤 知 子
博 物 館 木 塚 久 仁 子 上 高 津 貝 塚 堀 部 猛
こ ども 政 策 課 菊 田 宏 巳 こ ども 政 策 課 長 補 佐 瀬 古 澤 時 人
保 育 課 野 中 佑 起 男 保 育 課 課 長 補 佐 内 藤 正 弘
5. 議 題
 - (1) 議 案
議案第38号 土浦市特別職の職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に対する意見について (人事課) (非公開)
議案第39号 土浦市博物館条例の一部改正に対する意見について (博物館・上高津貝塚ふるさと歴史の広場) (非公開)
議案第40号 土浦市立認定こども園条例の制定に対する意見について (こども政策課) (非公開)
議案第41号 土浦市子ども・子育て会議条例の一部改正に対する意見について (こども政策課) (非公開)
議案第42号 土浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正に対する意見について (保育課) (非公開)
議案第43号 令和5年度土浦市一般会計予算に対する意見について (非公開)
議案第44号 令和4年度土浦市一般会計補正予算(第15回)に対する意見について (非公開)
議案第45号 土浦市上大津地区小学校適正配置実施計画の一部見直し(案)について (学務課)
 - (2) 協 議
① 令和5年度土浦市教育行政方針(素案)について (教育総務課)
 - (3) 報 告

- ① 専決処分 of 報告について (木田余地区運動公園広場における事故の和解) (スポーツ振興課)
 - ② 専決処分 of 報告について (土浦市手野町地内における事故の和解) (スポーツ振興課)
 - ③ (仮称) 上大津地区統合小学校整備基本計画 (案) について (教育総務課)
 - ④ 学校給食における食物アレルギー対応について (学校給食センター)
 - ⑤ 文化財保存活用地域計画について (文化振興課)
 - ⑥ 市民会館ネーミングライツ事業スポンサーとの契約について (文化振興課)
- (3) その他
- ① 土浦市男女共同参画推進委員会委員の推薦について (教育総務課)
 - ② 「学校給食センター施設見学・試食会」の実施について (学校給食センター)
 - ③ 土浦市民ギャラリー・土浦市立図書館連携企画「装丁 ブックデザイナーのおしごと」展の開催について (市民ギャラリー・図書館)
 - ④ テーマ展「土浦の遺跡28 武者塚古墳と古代焼き物のさとー令和2・3年度遺跡調査の成果ー」の開催について (上高津貝塚ふるさと歴史の広場)
 - ⑤ 新治運動公園人工芝グラウンド竣工式及びこけら落としについて (スポーツ振興課)

6. 傍聴者 なし

7. 議事内容

教 育 長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和5年2月の教育委員会定例会を開催いたします。

開会に当たりましては、委員の出席定数を満たしておりますので、本日の会議は成立するというので進行をさせていただきます。

本日の議事のうち、非公開とさせていただきたい案件が7件ございます。

非公開といたしたい案件は、議案第38号から44号までであります。これらの案件は令和5年3月の土浦市議会に關係する案件でありますので、議会の開会前ですので、非公開とさせていただきたいと思ひます。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 それでは、議案第38号から44号までにつきましては、非公開とさせていただきます。本日は、傍聴者は無しということで進めさせていただきます。

それでは、次第の2番、教育長報告事項について、教育総務課よりお願いします。塚本課長。

教育総務課

————— 2月2日以降の行事について報告 —————

教 育 長

ただいまの報告事項について、御質問等はございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長

では、続きまして、3番になります。議案へ移りたいと思ひます。

議案第38号 土浦市特別職の職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に対する意見についてであります。こちらは総務部人事課の案件ですが、教育総務課にて説明をお願いします。

塚本課長。

【議案第 38 号「土浦市特別職の職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に対する意見について」を協議】（非公開）

教 育 長 では、議案第38号は原案のとおり可決することでご異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 ありがとうございます。
それでは、議案第38号は原案のとおり可決することに決しました。
続きまして、議案第39号 土浦市博物館条例の一部改正に対する意見について、博物館から説明をお願いします。
木塚副館長。

【議案第 39 号「土浦市博物館条例の一部改正に対する意見について」を協議】
（非公開）

教 育 長 それでは、議案第39号でございますが、原案のとおり可決することよろしいでしょうか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 ありがとうございます。
それでは、議案第39号は原案のとおり可決することに決しました。
続きまして、議案第40号 土浦市立認定こども園条例の制定に対する意見についてですが、議案第40号から42号までは、こども未来部に関する案件でございます。これらの案件を教育委員会定例会で審議をいただく理由につきまして、教育総務課から説明をお願いいたします。
塚本課長。

【議案第 40 号「土浦市立認定こども園条例の制定に対する意見について」を協議】
（非公開）

教 育 長 それでは、議案第40号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 それでは、議案第40号は原案どおり可決することに決しました。
続きまして、議案第41号 土浦市子ども・子育て会議条例の一部改正に対する意見について、こども政策課からお願いします。
菊田課長。

【議案第 41 号「土浦市子ども・子育て会議条例の一部改正に対する意見について」を協議】（非公開）

教 育 長 それでは、議案第41号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 ありがとうございます。
それでは、原案どおり可決することで決しました。
続きまして、議案第42号 土浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正に対する意見について、保育課から説明をお願いします。

【議案第 42 号「土浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正に対する意見について」を協議】（非公開）

教 育 長 それでは、議案第42号は原案のとおり可決することでご異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 ありがとうございます。
それでは、議案第42号は原案のとおり可決することに決しました。
こども政策課、保育課に関係する議案は以上でございます。二つの課、お疲れさまでした。ありがとうございます。ご退室ください。
続きまして、議案第43号 令和5年度 土浦市一般会計予算に対する意見についてであります。
進行につきましては、はじめに教育総務課から歳出予算の概要について説明をお願いします。その後、各課から令和5年度の主な事業の説明をさせていただきます。
なお、御質問につきましては、最後にまとめて行いたいと思います。
では、教育総務課よりお願いいたします。

【議案第 43 号「令和5年度 土浦市一般会計予算に対する意見について」を協議】
（非公開）

教 育 長 それでは、議案第43号は原案のとおり可決することよろしいでしょうか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 ありがとうございます。
それでは、原案のとおり可決することに決しました。
続きまして、議案第44号 令和4年度土浦市一般会計補正予算に対する意見についてです。
大きく分けて予算の減額の補正、そして予算の増額の補正と二つございます。まず予算の減額に関する補正につきまして、教育総務課からまとめて説明をお願いしたいと思います。
塚本課長。

【議案第 44 号「令和4年度土浦市一般会計補正予算に対する意見について」を協議】
（非公開）

教 育 長 それでは、議案第44号につきましては、原案のとおり可決することよろしいでしょ

うか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長

ありがとうございます。

それでは、原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、議案第45号 土浦市上大津地区小学校適正配置実施計画の一部見直しについて、学務課からお願いします。

田中課長。

学 務 課

学務課でございます。

資料の82ページをお願いいたします。

議案第45号 土浦市上大津地区小学校適正配置実施計画の一部見直し（案）について御説明いたします。

市教育委員会では、上大津地区小学校の子供たちにとって、より良い教育環境の整備などに向けて、令和2年11月に土浦市上大津地区小学校適正配置実施計画を策定いたしました。

しかしながら、上大津地区内の国道354号における交通事情など、子供たちを取り巻く環境が大きく変化したことから、令和4年8月、地域や保護者の代表等で構成する（仮称）土浦市上大津地区統合小学校施設整備等検討委員会が設置され、同年12月には新たな統合小学校建設候補地についての提言書が提出されました。

市教育委員会では、地域の意見が反映されたこの提言書を踏まえまして、建設候補地を改めて選定いたしました。これに伴い、適正配置実施計画においても、適正配置の方針の見直しを下記のとおり行うものでございます。

見直しの内容としましては、変更前の（1）方策、統合先である「土浦第五中学校付近とする」を変更後の「上大津東小学校北側拡張とする」とし、理由としましては、登下校時の安全性向上が見込まれる、施設整備費等の抑制が期待できるなどとなります。

また（2）目標とする実施時期につきましても、変更前は、令和9年4月までの開校を目標とするとしておりましたが、改めて建設候補地を選定したことに伴いまして、開校の時期を令和10年4月の開校を目標とすることを見直しをいたしました。

83ページが変更後の（仮称）土浦市上大津地区統合小学校統合先位置図でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

教 育 長

この件につきまして、御質問等ございますか。

先に説明をさせていただいたとおり、計画のほうも反映させていると、そういう内容については御説明したとおりでございます。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

教 育 長

それでは、議案第45号は原案のとおり可決することによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長

ありがとうございます。

続きまして、次第の4番、協議事項。ここからは協議事項に入ります。

まず、（1）令和5年度土浦市教育行政方針（素案）について、教育総務課から説明をお願いします。

教育総務課

塚本課長。

教育総務課でございます。

定例会資料の84ページ及び別添の資料3のほうをお願いいたします。

まず、定例会資料の84ページを御覧ください。

1番の教育行政方針の概要でございますが、土浦市教育行政方針は、市の最上位計画である第9次土浦市総合計画並びに総合計画に基づき策定した第3次土浦市教育大綱における基本理念、基本目標等の実現に向け教育委員会各部署の重点施策や主要事業を示すものでございます。

具体的には、学校教育、青少年教育、スポーツ、生涯学習、文化芸術という五つの基本方針に連なる主要施策と主な事業を示すものでございます。

続いて、2番の教育行政方針の策定についてでございます。

昨今の社会経済情勢の急激な変化など時代に応じた教育行政を行う必要があることから、教育行政方針は毎年度策定をしております。策定については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第25条第2項の規定にて、教育長への委任事項ではなく、教育委員会にて行う事務とされていることから、教育委員会定例会にて審議の上、策定をいたします。

続きまして、資料の85ページをお願いいたします。

3番の令和4年度土浦市教育行政方針からの変更点ですが、3点の変更点がございません。

まず1点目は、重点施策及び主な事業の見直しでございます。

令和4年度は24施策84事業を主要事業としておりましたが、令和5年度から開始する事業の追加や、今年度をもって廃止となる事業の削除などを行い、令和5年度は25施策86事業といたしました。追加した事業でございますが、総合教育会議にて説明をさせていただきましたコミュニティ・スクールの導入についてと、部活動改革について、また、先ほど5年度予算にて説明をしました訪問型家庭教育など5施策6事業を追加してございます。

続きまして、変更点の2番ですが、記載例にもございますように、各事業を具体的に示すため、事業の目的の次に、団体貸出、施設見学といった主な事業内容を追記いたしました。

変更点の3番、指標及び目標値の見直しでございます。

昨年度、令和4年度から令和6年度までの3年間の目標値を設定いたしました。今回令和4年度の現状値を基に、改めて各施策の指標や目標値について検討し、目標値の再設定を行ってございます。

中ほどの学校支援事業の充実の記載で申し上げます。

四角で囲まれた表内、上段の指標、学校への団体貸出延べ利用回数の欄を御覧願います。指標の隣、現状値、令和4年の箱内の網掛の部分の数字60回は、令和4年度教育行政方針での令和4年度目標値でございます。網掛下の数字80回は、1月時点での令和4年度の現状値となっておりまして、令和4年度の目標を達成してございます。そのため、当初設定していた令和5年と令和6年の目標値である70回、80回を見直しし、令和5年度は90回、令和6年度は100回と改めて目標値を再設定いたしております。

その他の事業も同様に見直しを行っておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

4番の今後のスケジュールについてですが、2月28日までに教育委員の皆様から資料3の素案について、御質問や御意見を頂きたいと考えてございます。その後、素案の修正や令和4年度の現状値を各課にて修正し、来月の定例会において議案として提出をさせていただきます。その後、4月に土浦市ホームページにて公開をする予定でございます。

それでは、別冊の資料3を御覧いただきたいと思っております。

本来であれば、詳しく御説明をさせていただくところでございますが、時間が限られておりますので、抜粋して説明をさせていただきます。

資料3の1ページをお願いいたします。

資料3、1ページ、中段の三角形の図に示しているとおおり、教育行政方針は先ほどの説明にもありまして、総合計画と教育大綱に連なる計画となっております。また、下段の表は各計画の対象期間を示しております、令和5年度教育行政方針は、令和5年度から令和7年度の3年間を計画の対象期間としております。

7ページをお願いいたします。

7ページ以降は、五つの基本方針ごとに主要施策と主な事業を示しております。赤い文字で示している部分は、今回追加や修正をした部分となります。

続きまして、40ページをお願いします。

40ページにつきましては、こちらは今回新たに追加をした家庭教育の充実という施策となります。子供たちの健やかな育ちの基盤となる家庭教育の充実を図るために、新たに追加した施策でございます。

41ページ、42ページをお願いいたします。

こちらは家庭教育の充実の施策にて追加した四つの事業となっております。

続きまして、資料3の最後に添付をさせていただきますA3の資料をお願いいたします。こちらは令和4年度と5年度の事業の比較一覧表となっております。左側の青色の部分が令和4年度の事業、右側のオレンジ色の部分が令和5年度の事業となります。右側の黄色の部分、新しく追加した事業となりますので参考に御覧ください。

先ほど、今後のスケジュールについての説明でお伝えさせていただきましたが、教育委員の皆様におかれましては、資料3、令和5年度土浦市教育行政方針を後ほど御覧いただきまして、御不明な点についての質問や、目標値の修正などの御意見を2月28日までにメールにてお知らせいただきたいと思います。

お忙しい中、大変恐縮ではございますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

駆け足でございますが、説明は以上でございます。

教 育 長

ただいまの件につきまして、中身が多くございますので、課長が申し上げましたとおおり、次回までポイントだけを御覧いただきたいと思っております。申し訳ないのですが、お持ち帰りいただいて見ていただきたいと思います。

続きまして、次第の5になりますが、報告事項です。専決処分の報告であります。どちらも事故の和解に関する専決処分であります。

スポーツ振興課から、まとめて報告をお願いします。

大橋課長。

スポーツ振興課

スポーツ振興課です。

定例会資料の86ページをお願いいたします。

木田余地区運動広場における事故の和解でございます。

木田余グラウンドで、野球ボールで民家の屋根瓦を破損させた事故の損害賠償でございます。12月27日に和解になったものでございます。

続きまして、88ページをお願いいたします。

こちらは、手野町地内における交通事故の和解でございます。

12月27日に起こしてしまいました職員による公用車の交通事故の損害賠償で、2月3日に和解となったものでございます。記載の金額を相手方に対し支払いをしております。

以上でございます。

教 育 長

ただいまの件について、御質問等ございますか。

鈴木委員、どうぞ。

鈴 木 委 員

木田余地区運動広場の件ですけれども、今後も起こり得る可能性があると思うのですが、ネットを高くするとか、そういうことは考えておられるのですか。

教 育 長

今後の防止策について、どうぞ。

スポーツ振興課

硬球のボールは禁止しているところですが、改めてこのたび看板を出させていただきました。ネットのかさ上げ等まではできないのですが、あとソフトボールの大会については、ほかの球場へ大会開催を振り替えていただきました。

それから4面あるのですが、A面の危険性が高いので、A面の使用よりもD面の使用を優先していただくようにしたこと、それから、利用実績のある全てのチームへ、こちらは五つの団体なのですが、改めて注意喚起をしたことと、今後、木田余地区を利用する、12月に行った調整会議のほうで、1～3月に使う団体、そちらのほうにも注意喚起を行ってございます。

鈴 木 委 員

分かりました。

教 育 長

補足させてください。委員からありましたネットのかさ上げというのは困難なようですけれども、その理由、事情を話してください。

スポーツ振興課

ネットのかさ上げというのは、現在10メートルの防球ネットが付いておりまして、それを3メートル上げたとしても、それでボールが防げるかという、それも微妙な高さという専門家の意見がございました。それと、やはり莫大なお金がかかります。

それと3年前に、台風で千葉のほうでゴルフ場のネットがひっくり返った件を、この被害者の方も申しております、そうすると、風が強い日とか、毎日心配で寝られなくなるので、そういう対策は取っていただかなくても結構だというお言葉をいただいております。

教 育 長

被害者の方からそういうお声もあった。お金の問題ではないというふうには考えますけれども、安全確保ですから、そういったお声がある以上は、違う対策や方法にて注意喚起、そこを利用者サイドで可能な限り努力をしていただいて、また今後も何か、本当はあってはならないのですけれども、そういった傾向が見られるとか、要望がある場合には、再度、かさ上げも含めたことも考えていかなければならないのかなと、

考えております。専門家の意見を踏まえて対応している状況です。

高橋委員、どうぞ。

高橋委員

今の件ですが、素朴な疑問なのですけれども、これって市が払わなくてはいけないのですか。実際、ボールを飛ばした人がいるわけじゃないですか。もしくは団体とか。そこは弁済しないのですか。

教育長

大橋課長。

スポーツ振興課

全国市町会の保険に入っているわけですから、これまで10回程度、こちらのお宅にボールが入っていた事実があるようでして。実際に、どのボールがどの瓦を、瓦については2枚破損させたところですから、それによって雨漏りが生じてしまったのですが、いつ起こって、どれが原因かが特定できなくても、保険の適用にはなるということ。市のほうに賠償責任があるという判断がされたものでございます。

教育長

部長、お願いします。

教育部長

ボールが利用者の過ちで飛んだということなのですが、あくまでも野球場としての設備を管理しているのが市であるということですから、管理責任上、市が対応する内容になるということでございます。

教育長

保険の話が出ましたけれども、保険もそういうことを想定して制度設計されているようです。課長が申し上げたとおり、原因も定かではないというところで、なかなか利用者に責任追及というのも困難な状況ですので、保険の制度の仕組み、そしてまた、管理者責任ということ。高橋委員のお話のとおり、微妙なところはもちろんございますけれども、早く被害者に和解をすること、保険が適用ということも理由の一つにありますけれども、そういった方向で検討したところであります。

高橋委員

ということは、これは保険がかかっていて、保険適用で相手に支払われたということなのですね。

スポーツ振興課

おっしゃるとおりでございます。保険適用で相手に100%お支払いしてございます。

教育長

市民が利用したという、そこに責任追及というのもなかなか難しい問題で。そういうことで保険に甘えているわけではありませんが、そういった対応をしたところでございます。

高橋委員

保険に入っているということは、非常に重要なことだと思います。

教育長

事故の件については、様々な検討課題がありますので、引き続き利用者の声を聞きながら対応して行ってください。

スポーツ振興課

はい。

教育長

それでは、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

教育長

続きまして、報告事項の3番になります。上大津地区統合小学校整備基本計画（案）につきまして説明をお願いします。

教育総務課。

教育総務課

定例会資料89ページ及び基本計画概要版のA3版、資料4をお願いいたします。

本日は、こちらの資料で説明をさせていただきます。基本計画案の本編、冊子につきましては、後ほど御覧ください。

それでは、初めに89ページをお願いいたします。

先ほどの議案第45号の学務課長からの説明がございました適正配置計画の一部見直しにおいて説明がございましたとおり、(仮称)上大津地区統合小学校につきましては、新たな統合小学校建設候補地について、90ページの拡大図にございますように、現在の上大津東小学校の北側部分を拡張した場所を選定させていただきました。

それでは、A3版の基本計画、こちらになります。概要版をお願いいたします。まず、概要版資料の「はじめに」記載のとおり、計画につきましては、近年の教育環境を見据えた新たな学校づくりに向け、令和10年度の開校を目指し、統合小学校建設を整備していくものでございます。

続いて、統合小学校の規模でございますが、上大津地区の人口推移を踏まえた上で、施設規模の検討をしております。

右側、施設整備の考え方をお願いいたします。

学校整備のメインコンセプトにつきましては、おおつ野地区に新たな学校を建設することから、地域の特性である未来へ歩む地域、そして新しい時代の学びを実現する学校を目指しまして、「未来へ歩む地域とともに、子どもたちの成長と新時代の学びを支える学校」をメインコンセプトとし、①安心・安全な学校づくりから⑥の持続可能な学校づくりまで、六つのコンセプトを掲げてございます。

続いて、裏面をお願いいたします。

配置計画の方針でございます。

既存の上大津東小学校の子供たちの学習環境に配慮し工事を進める必要がございますことから、新校舎は既存校舎の北側に配置する考えでございます。

また、体育館につきましては、今年度、神立小学校体育館の工事と同様に、現在、市で進めております長寿命化改良工事を実施し、全面改修する予定でございます。

全体計画概要、右側の工事手順の検討及び施設整備スケジュールにつきましては、記載のとおりでございます。

お手数ですが、資料89ページにお戻り願います。

4番、同基本計画(案)につきましては、3月2日から23日までパブリックコメントを実施する予定でございます。

5番、開校までのスケジュールにつきましては記載のとおりで、令和10年4月予定でございます。

私からの説明は以上でございます。

教 育 長

ありがとうございました。

ただいまの案件につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

教 育 長

続きまして、学校給食における食物アレルギー対応について。これは、先の説明で報告をさせていただきまして、改めて聞くということでよろしいですね。時間の限りがございますので、簡潔にお願いします。

学校給食センター

給食センターです。

資料の91ページをお願いします。

学校給食における食物アレルギー対応につきましては、8月の定例会で、現在の除去

食から、来年度より代替食へ移行する概要について説明させていただきました。現在、順調に準備作業を進めておりますが、提供開始を前にポイントのみ説明させていただきます。

まず1、目的でございますが、現在提供している除去食は、食品の除去に伴う栄養価の低下や、弁当持参の負担を伴う等の課題もあることから、これらの課題の解決、改善を図ることを目的に代替食へ移行するものです。

2、開始時期でございますが、令和5年4月からです。

3、対応条件につきましては、安全確実な対応を図るためには、対象者を正しく把握し決定する必要があることから、医師の診断、指示があること。家庭においても除去食等の食事療法を行っており、学校給食による対応が可能な場合を条件として設けております。

4、提供方法でございますが、現行の乳卵同時除去食を基本とし、必要に応じて除去した食品に代わる食品を加え、お示しした写真のように、提供時には専用の個別容器に入れ、代替食確認表にてチェックを行いながら、安全確実に対象者へ届けてまいります。

説明は以上でございます。

教 育 長

ありがとうございます。御質問等ございますか。

高橋委員、どうぞ。

高 橋 委 員

これは、今現在どのぐらいの該当者がいるのですか。それと、これはいつも牛乳と卵だけなのですね。結構、問題になるのは、おそばとか、アレルギー物質によってアナフィラキシーとか起こすようなものがありますよね。そういうものはもともと全児童に対しては入っていないのか、入れた場合に、きちんとそれが入っていますよという表示、説明というか、そういうものが行われているのか。

あと、それによって、給食センターには、人員とか負荷がどのくらいかかるのか。例えば予算的にもお金がかかってくるものなのかだけを教えてください。

教 育 長

寺崎所長。

学校給食センター

現在、食物アレルギーを有し、給食で何らかの対応を行っている児童生徒は106人おります。そのうち、今行っています乳卵除去食、こちらのアレルギーとしては、両方合わせて全アレルギーのうち70%を占めていて、統計的に一番高いということで、この乳卵除去食を行っているわけなのですが、乳卵除去食の対象者は19名でございます。これを来年度から代替食を今のところ希望されている方は、23名に増える見込みとなっております。

乳卵以外のアレルギーを持つお子さんは確かにいらっしゃいまして、そちらを給食から完全に除去するということは難しいので、そばとかピーナツ自体は給食に全く入れてございませんが、そのほかのアレルギーというのは確かにございますので、それに関しては、詳しい献立以上の成分表、そちらを対象者に提示しまして、栄養士が個別に相談、お話により、実際にお弁当を追加するなら、どういう方法で行っていいかということを個別に相談に乗って進めております。

最後に予算的なものなのですが、実際、今回、代替食に移行するに当たって、牛乳を飲めない方に豆乳を提供するような形になりますので、そちらは給食費の規定

どおり、一般の給食の給食費を頂きますので、今までは牛乳を付けない形での給食費です。今回、代替食に関しては、牛乳を含むような形、牛乳に代わる飲料、つまり豆乳分として全額を頂くこととなりますので、実際に費用としてはプラスに、予算的にはプラスになるものではございませんので、特に予算要求としては、これまでどおりの給食費の収入で運用できるような形になっております。

高橋委員
教育長
学校給食センター

給食センターの職員の方に負荷もかかっているのではないですか。

人件費の御質問をされています。

人件費に関しては、給食に関しては委託業者も入ってございますけれども、特に、委託料の中で運用できるような形になっておりますし、実際に市の職員に関しても、特に増員なく対応できるような形、見込みになっております。

教育長

私のほうから補足をさせていただきます。

イレギュラーという誤解を生じる言い方ですけれども、神経を使うわけですが、その辺のところを全部業者に調理のほうを委託しております。

その中に当然、仕様書として、こういう仕事をやっている。除去食あるいは代替食について、しっかりとその仕様の中で、限られた委託料の中で行っていただくということで業者を決定しておりますので、そこは守備範囲という理解でおります。

課長が申し上げたとおり、職員のほうも、その辺のところは若干負荷が当然かかりますけれども、そこは職務として、今のところストレスなく、増員等もなく、という予定で取り組んでいるところでございます。

今後、人数が増えるであるとか、あるいは乳卵以外の30%という部分について、そういったことがヒアリングの結果、対応が必要だなということであれば、改めて業者も、あるいは職員のほうも、その辺のことは検討が必要になるということももちろん想定はされます。現時点では、現在の体制で対応が可能かなというところではございます。

高橋委員
教育長

なかなか難しい問題ですね。ありがとうございました。

よろしいでしょうか。

鈴木委員。

鈴木委員

代替食を特別なトレーで個別に渡すということですが、間違いなく渡せるのですよね。

教育長

その辺の工夫といいますか、チェック機能をお話してください。

寺崎所長。

学校給食センター

ここにも記載させていただいたとおり、アレルギー食というのは、給食センターの中の専用のアレルギー室という部屋がございます。そちらのほうで給食を作りますけれども、そこから他の給食の食材とは一切混入しないように、そこで容器の中にパッケージして、配送車の中には一緒に、ほかのコンテナと一緒に積めるわけなのですが、実際、パッケージは崩さず、学校においてもチェック表を付けて、どの子にどの代替食をとチェックをしながら、その辺は入念にお渡しをしますので、実際、ほかの給食と混入することは一切ないように、厳重にチェックしています。

鈴木委員

混入は大丈夫だと思うのですが、それが確実にそのお子さんに渡すように間違いなくできるかということをお聞きしたかったのです。

学校給食センター

そちらも学校においても、校長先生をはじめとする対応職員によって、代替食を提供

する子というのは、こちらも厳重にチェックしながら進めますので、御心配をいただいています。その辺は入念にチェックしていますので、ぬかりなく進めてまいります。よろしくお祈りいたします。

教 育 長

そのほかございますか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

教 育 長

続きまして、報告事項（５）と（６）文化財保存活用地域計画及びネーミングライツ事業スポンサーとの契約について、併せて中澤課長からお願いします。

文化振興課

定例会資料の92ページをお願いいたします。

文化財保存活用地域計画につきましては、1番目の4行目にありますとおり、地域の文化財をまちづくりの核として、歴史や文化を活かしたまちづくりを推進していくためのものとして、文化庁長官の認定を目指して令和3年度より計画の策定を進めてまいりました。

これまでの経緯は、3番目に記載のとおりでございまして、今月の10日金曜日の推進協議会において、概ね計画について承認を得ましたので、その概要を報告させていただきます。

別添のカラー印刷、ホッチキス留めの土浦市文化財保存活用地域計画を御覧ください。

重要な点のみ御紹介させていただきます。

裏面の2ページを御覧ください。

こちらは歴史文化遺産の保存と活用に関する将来像と基本方針をまとめた図でございます。将来像は「霞ヶ浦と筑波山、城下町と村々とが織りなす歴史と文化を学び、未来につなぐ土浦」といたしました。この将来像を実現するために三つの基本方針を定め、それぞれに取組、課題、実施している主な取組を記載しております。

3ページ目を御覧ください。

こちらの図は、三つの基本方針を推進するための具体的な六つの重点事業の概要を掲載しております。主な内容については以上でございまして、令和5年度には文化庁長官の認定を受けるべく、申請を提出する予定です。

文化財保存活用地域計画につきましては、以上でございます。

続きまして、市民会館ネーミングライツ事業スポンサー契約についてでございます。定例会資料の93ページをお願いいたします。

市民会館のネーミングライツにつきましては、契約期間が令和5年4月30日をもって満了となりますことから、継続して契約しますことを御報告させていただきます。命名権料、契約期間、愛称については、3番目の契約についてに記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

教 育 長

ありがとうございました。

ただいまの件で、御質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

教 育 長

続きまして、土浦市男女共同参画推進委員会委員の推薦について、教育総務課からお願いいたします。

教育総務課

教育総務課でございます。

資料のほう、94ページをお願いいたします。

土浦市では、男女共同参画に関する各種施策の一層の推進を図るため、土浦市男女共同参画推進委員会を設置してございます。今回は、長沼前教育委員におかれまして兼務をしていただいておりますが、退任されましたことから、次第に記載のとおり、教育委員内からの推薦依頼がございました。

先日、事務局にて高橋委員へ委員の就任について御相談をさせていただきましたところ、御了承をいただきましたので、高橋委員の推薦について御報告をさせていただきます。高橋委員、どうぞよろしくをお願いいたします。

高橋委員
教育長

どうぞよろしくをお願いいたします。

高橋委員、よろしくお願ひします。

続きまして、学校給食センター施設見学・試食会の実施について、紹介いただけますか。

寺崎所長。

学校給食センター

資料の95ページをお願いします。

これまで学校給食センターでは、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、施設見学及び試食会の実施を見合わせておりましたが、今後は適切な感染防止対策を講じた上で、受入れを開始いたします。

1、目的でございますが、本事業は、給食の調理工程及び衛生管理に関する見学や、試食等を通し、学校給食に対する理解を深めるとともに、給食センター・学校・家庭が連携し、子供の食育を推進することを目的に実施してまいります。

2、開始時期でございますが、新型コロナの感染症法上の位置づけの変更に合わせて令和5年5月から受入れを開始いたします。

3、実施内容等につきましては御覧の表のとおりでございますが、児童生徒を対象とした施設見学や職場体験等、一般を対象とした施設見学、食育講座、給食の試食を実施してまいります。こちらについては、市のホームページ、また児童生徒に対しては、学校を通じて周知してまいりたいと存じます。

説明については以上ですが、引き続き1件、お知らせをさせていただきます。

資料は特にございませんで口頭にて失礼いたします。明日2月15日水曜日に、NHK総合全国放送にて、本学校給食センターに関連する内容が放送される予定です。放送時間及び番組名ですが、2月15日、朝8時15分から9時54分まで放送予定の「あさイチ」という番組でございます。ただし、国会中継により多少の短縮の可能性があるとは聞いていますので、御了承願ひします。

具体的に家庭でもできる給食の技として、学校給食に関して紹介されます。特に調理法や献立の組み方など、家庭でも工夫できること、例えば塩分を抑える工夫などを調理をしている様子を交えて紹介されます。

また、給食を食べている児童の様子など、こちらは神立小で撮影したのですが、そちらのほうで紹介される予定です。委員の皆様には、お忙しいとは存じますが、ぜひ御視聴いただければ幸いに存じます。よろしくお願ひします。

教育長

よろしいですか。後でまた動画か何か撮って、委員の皆様へ配信するようにしてください。いろいろな工夫のやり方ができると思います。ぜひ、よろしくお願ひします。

学校給食センター
教 育 長
はい。
続きまして、最後になります、催し物の御案内をさせていただきます。3件続けて
お願いします。まずは市民ギャラリーから。
中澤課長。

文化振興課
文化振興課です。
定例会資料の96ページをお願いします。
市民ギャラリーと図書館との連携企画展「装丁 ブックデザイナーのおしごと」展の
開催についてです。会期、展示の趣旨、記念行事などは記載のとおりです。
是非、御覧いただきたく、御案内申し上げます。
私からは以上でございます。

上高津貝塚
続きまして、上高津貝塚です。
定例会資料の97ページをお願いいたします。
3月18日より5月7日まで、テーマ展「土浦の遺跡28 武者塚古墳と古代焼き物のさ
と一令和2・3年度遺跡調査の成果」を開催いたします。主な展示資料、記念行事
は記載のとおりでございます。ぜひ御覧いただきたく、御案内申し上げます。
説明は以上です。

スポーツ振興課
スポーツ振興課です。
98ページをお願いします。
新治運動公園人工芝グラウンド竣工式及びこけら落としについての御案内です。
来る3月25日土曜日に、人工芝グラウンドの竣工式を執り行います。こけら落としで
は、元日本代表、鹿島アントラーズCROの中田浩二氏によるサッカー教室も予定し
ております。教育委員の皆様にも後ほど御案内を申し上げますので、どうぞよろしく
お願いいたします。
また、2番にお示しのとおり、ネーミングライツスポンサーとして、株式会社つくば
電気通信に決まりましたので、併せて御報告いたします。
以上でございます。

教 育 長
ありがとうございました。
本日の案件は全て終了でございます。
次回の教育委員会定例会につきまして、教育総務課から御案内をさせていただきます。
塚本課長。

教育総務課
次回の定例会の日程の前に、先ほど高橋委員から御質問がございました都和南小学校
の工事について回答をさせていただきたいと思えます。都和南小学校、2件の工事が
ございまして、1件目は職員室空調機器の更新工事でございます。そちらの工事のほ
うは、予定どおり9月27日に完了してございまして、先ほど業者のほうに確認したとこ
ろ、看板は撤去済みということでございました。もう1件工事がございまして、もう
一つは受変電設備更新工事でございます、こちらは昨年から続いている工事で、部
品がなかなか入らなかったので、今年度まで続いている継続工事でございます。こちら
も9月21日に終了してございますが、先ほど看板撤去のほうの確認が取れない状況で
ございました。いずれにいたしましても、2件の工事、完了してございますので、看
板の現状のほうを確認しまして、設置されている場合には速やかに撤去したいと思

ますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、定例会の3月の予定について御説明をさせていただきます。

まず一つ目、教育委員会の臨時会でございます。3月につきましては、人事案件がございますので2回予定しております。1回目は、3月14日火曜日もしくは15日水曜日の午後2時30分からでございます。こちらは県の教職員の人事異動に関する要件でございます。この後、臨時校長会議がございますことから、2時30分からの予定をさせていただきます。日程が確定次第、改めて委員の皆様には連絡を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

教 育 長
参 事
教 育 長
教育総務課

いつ頃になりますか。

間もなく連絡が来るはずです。

間もなく確定をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、教育委員会3月の定例会でございます。こちらでも教育委員会事務局職員の人事案件がございますことから、3月23日木曜日午後4時から、現在予定をさせていただきます。

以上でございます。

教 育 長

ただいま申し上げたとおり、3月は、教職員の人事異動の関係がございまして、2回ございます。1回目は、県のスケジュールの関係で3月の14もしくは15であります。2時半からを予定してございます。定例会のほうが、23日木曜日午後4時からということで、こちらは決まりでございます。御予定のほうをよろしくお願いいたしますと思います。

以上をもちまして、令和5年2月の教育委員会定例会を閉会いたします。長時間にわたりまして、ありがとうございました。